

[No. 1] 次の文章は、「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」において、各学校の教育目標と教育課程の編成について述べたものである。(A) ～ (C) にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

教育課程の編成・実施に当たっては、児童生徒が学校を卒業し社会に出た後も見通し、育成を目指す資質・能力を明らかにした上で、未来の姿から逆算して、現在の学年・教科・単元等でどのような指導を行うべきかという (A) で行うことが重要です。平成28年答申においても、各教科等で学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえて、(B) 学ぶ内容を見直すなど、(C) に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを行き来しながら、教育課程の全体像を構築していくことが可能となる、とされています。学習指導要領では先の学校段階の学習指導要領等も踏まえ、円滑に学校段階間の接続が図られるよう工夫することについて示しています。

(A)	(B)	(C)
1. カリキュラム・マネジメントの視点	各学校・学年段階で	発達の段階
2. 長期的な視点	各学校・学年段階で	発達の段階
3. カリキュラム・マネジメントの視点	各学校・学年段階で	資質・能力
4. カリキュラム・マネジメントの視点	個人の能力別に	発達の段階
5. 長期的な視点	個人の能力別に	資質・能力

[No. 2] 次の文章は、「令和の日本型学校教育」の構築に向けたＩＣＴの活用に関する基本的な考え方について述べたものである。（Ａ）～（Ｄ）にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

ＩＣＴの活用により新学習指導要領を着実に実施し、学校教育の（Ａ）につなげるためには、カリキュラム・マネジメントを充実させつつ、各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、特に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにもＩＣＴの活用は有効である。

その際、１人１台の端末環境を生かし、端末を（Ｂ）することで、ＩＣＴの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ＩＣＴにより現実の社会で行われているような方法で児童生徒も学ぶなど、学校教育を（Ｃ）することが必要である。児童生徒自身がＩＣＴを「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、授業をデザインすることが重要である。

また、不登校、病気療養、障害、あるいは日本語指導を要するなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには個々の才能を伸ばすための（Ｄ）等に、ＩＣＴの持つ特性を最大限活用していくことが重要である。

（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）	（Ｄ）
１．目標の達成	日常的に活用	現代化	個に応じた指導の充実
２．目標の達成	日常的に活用	社会化	個に応じた指導の充実
３．質の向上	日常的に活用	現代化	高度な学びの機会の提供
４．質の向上	効果的に活用	社会化	個に応じた指導の充実
５．目標の達成	効果的に活用	社会化	高度な学びの機会の提供

〔No. 3〕 学習指導要領の変遷に関する次のA～Dの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- A 昭和33～35年の改訂では、道徳の時間が新設されるとともに、基礎学力の充実や科学技術教育の向上等が図られた。
- B 昭和43～45年の改訂は、「教育内容の現代化」と言われており、教育内容の一層の向上が図られた。
- C 昭和52～53年の改訂では、各教科等の目標・内容が中核的事項にしばられ、ゆとりある充実した学校生活の実現を目指した。
- D 平成元年の改訂では、教育内容の厳選とともに、「総合的な学習の時間」が新設された。

1. なし 2. 1つ 3. 2つ 4. 3つ 5. 4つ

〔No. 4〕 教育評価に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

- 1. 個人内評価は、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するものである。指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。
- 2. 目標に準拠した評価は、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価をいい、かつては絶対評価とも言われてきた。
- 3. ポートフォリオ評価は、児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等に集積して、そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示すものである。
- 4. パフォーマンス評価とは、成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語（評価規準）からなるものをいう。
- 5. 集団に準拠した評価は、相対評価とも言われ、学年や学級などの一定の集団における、個人の位置付けを見るものである。

〔No. 5〕 次の文章は、「生徒指導提要」に書かれた生徒指導の意義について述べたものである。(A) ～ (C) にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

生徒指導は、児童生徒が自身を (A) として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、(B) と同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き(機能)です。したがって、生徒指導は学校の (C) 上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

(A)	(B)	(C)
1. 個性的存在	引き出し、伸ばす	教育目標を達成する
2. かけがえのない存在	最大限伸ばしていく	安全・安心を保証する
3. かけがえのない存在	引き出し、伸ばす	安全・安心を保証する
4. かけがえのない存在	最大限伸ばしていく	教育目標を達成する
5. 個性的存在	最大限伸ばしていく	安全・安心を保証する

〔No. 6〕 生徒理解に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. スマートフォンやインターネットによる教職員の目の行き届かない仮想空間で、不特定多数の人との交流も増え、生徒の複雑な心理や人間関係を理解するのが難しくなっている。
2. 児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。
3. 学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、S C、S S Wの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。
4. 生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な生徒理解については、多くの学校で機械的に実施されている現状があり、その活用の仕方について慎重に検討する必要がある。
5. 的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切であり、教職員への児童生徒や保護者の信頼感がなければ、広く深い児童生徒理解は難しい。

〔No. 7〕 今後の教育相談体制の在り方に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 「不登校、いじめ等」については、事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応が必要である。
2. 組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、ＳＣやＳＳＷの役割を十分に理解し、初動段階のアセスメントや関係者への情報伝達等を行うコーディネーター役の教職員の存在が必要である。
3. これまで教員が行ってきた児童生徒への支援の全てを、チーム学校の考えのもとにＳＣ及びＳＳＷが担っていくので、お互いの職務を理解してそれぞれの専門性を活かした役割分担をしていくことが重要である。
4. 地域における活動が不登校、いじめ等の未然防止等に資することもあるので、地域と連携した体制作りが重要である。
5. 「不登校、いじめ等」については、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくりが重要である。

〔No. 8〕 不登校の予防に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 不登校の予防には「未然防止」と「初期対応」の二種類があり、前者は治療的予防の発想の働きかけであり、後者は教育的予防の発想の対応である。
2. 「未然防止」は、特定の児童生徒を想定せず、全ての児童生徒を対象に学校を休みたいと思わせない「魅力的な学校づくり」を進めることを指す。授業や行事等の工夫や改善が基本となる。
3. 「未然防止」では、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること（絆づくりのための場づくり）が鍵になる。
4. 「初期対応」は、学校を休みそうな児童生徒や休み始めた児童生徒に個別対応をしていくことを指す。
5. 「初期対応」は、いわゆる「早期発見・早期対応」であり、欠席日数が30日を超えるまでは「不登校」とは呼ばないので、「休み初め」の意味で「初期」と表現する。

[No. 9] 次の文章は、「障害のある子供の教育支援の手引」において、就学に関する新しい支援の方向性について述べたものである。(A)～(D)にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、次のうちどれか。

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けた(A)教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

(A)教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り(B)共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での(C)に最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「(D)学びの場」を用意していくことが必要である。

(C)とは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等(以下、「障害の状態等」という。)を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や(C)、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

(A)	(B)	(C)	(D)
1. インクルーシブ	同じ場で	教育的ニーズ	多様な
2. キャリア	同じ場で	教育的ニーズ	総合的な
3. インクルーシブ	同じ場で	発達課題	総合的な
4. キャリア	同じ内容を	教育的ニーズ	総合的な
5. インクルーシブ	同じ内容を	発達課題	多様な

〔No. 10〕 品川区いじめ防止対策推進条例の中で述べられていないものは、次のうちどれか。

1. この条例において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
2. 児童等は、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）は、いじめを傍観せず、保護者、区立学校の教職員または関係機関等に報告するよう努めるものとする。
3. 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、区および区立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4. 教育委員会は、いじめにより当該区立学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、その事態に対処するため、速やかに、当該区立学校の校長に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせるものとする。
5. 教育委員会は、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、いじめに対する措置を講じ、および調査を行うため、必要に応じて、当該報告を行った区立学校へ支援チームを派遣するものとする。

〔No. 11〕 主体的・対話的で深い学びに関する次のA～Dの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- A 例えば先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めることは、主体的な学びに該当する。
- B 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うためには、1単位時間の授業の中で全てが実現されるようにしていくことが重要である。
- C 深い学びの視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。
- D 主体的な学び、対話的な学び及び深い学びの三つの視点は、子供の学びの過程としては一体として実現されるものであり、また、それぞれ相互に影響し合うものである。

1. A、B 2. A、C 3. B、C 4. B、D 5. C、D

[No. 12] 「品川区教育委員会の教育目標および基本方針」における基本方針に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 各学校は、義務教育9年間を見通した教育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。
2. 子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、人権教育を推進する。
3. 実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校（後期課程）からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。
4. ICT化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、「携帯電話しながらアクション」（平成21年7月作成）の趣旨に基づき、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、家庭・学校・地域における情報モラル教育を推進する。
5. 品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学研修派遣などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

[No. 13] 次の文章は、教育基本法の学校教育について述べたものである。（A）～（C）にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを（A）することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の（B）に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、（C）を高めることを重視して行われなければならない。

	（A）	（B）	（C）
1. 設置	心身の発達		自ら進んで学習に取り組む意欲
2. 認可	心身の発達		主体的に社会に参画する意欲
3. 認可	各個人の有する能力		自ら進んで学習に取り組む意欲
4. 設置	各個人の有する能力		主体的に社会に参画する意欲
5. 設置	各個人の有する能力		自ら進んで学習に取り組む意欲

〔No. 14〕 懲戒行為が体罰に当たるかどうかの判断に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 児童生徒に、正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
2. 当該行為が行われた場所的及び時間的環境についても、体罰に当たるかを総合的に判断するために必要である。
3. 児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況についても考慮する必要がある。
4. いじめの認定と同じように、当該児童生徒・保護者の意見をもとにして懲戒行為が体罰に当たるかどうかを判断する。
5. 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、個々の事案ごとに判断する必要がある。

〔No. 15〕 次のA～Eのうち、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」において、正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）とされているものの組合せはどれか。

- A 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- B 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
- C 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- D 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- E 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

1. A、B
2. A、D
3. B、C
4. C、E
5. D、E

[No. 16] 次のうち、教育委員会の職務権限に該当しないものはどれか。

1. 学校感染症による生徒、児童の出席停止に関すること。
2. 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
3. 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
4. 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
5. 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

[No. 17] 次の文章は、「こども基本法」について述べたものである。

(A) ～ (C) にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、次のうちどれか。

〈こども施策に対するこども等の意見の反映〉

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又は (A) その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

〈こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等〉

第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は (B) 等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ (C) に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(A)	(B)	(C)
1. こどもを養育する者	出生	一体的
2. 教育または保育に従事する者	出生	普遍的
3. こどもを養育する者	居住する地域	普遍的
4. 教育または保育に従事する者	居住する地域	一体的
5. こどもを養育する者	居住する地域	一体的

[No. 18] 次の文章は、集団とその成員間の関係について述べたものである。(A) ～ (D) に当てはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、次のうちどれか。

多くの集団では、成員間の相互作用が深まるにつれて、お互いの行動の仕方や考え方などに関して、程度の差こそあれ一定の (A) が出てくる。集団成員に共有されている行動様式や考え方、判断の仕方などの基準のことを集団規範と言ひ、集団のまとまりを高め、集団活動をスムーズに行わせる働きをもっている。また成員にとっては、自分の行動の指標として機能し、他者の行動を (B) する手がかりともなる。規範は規則として明文化されることもあれば、お互いの (C) として保持されることもある。いずれにせよいったん規範が形成されると、集団はその規範に沿った行動を取るよう、すなわち (D) するよう各成員に集団圧力(group pressure)をかけ出す。

(A)	(B)	(C)	(D)
1. 連続性	規制	暗黙の了解	享受
2. 斉一性	規制	他山の石	同調
3. 斉一性	予測	暗黙の了解	同調
4. 連続性	予測	暗黙の了解	同調
5. 斉一性	予測	他山の石	享受

[No. 19] 子どもの発達段階ごとの特徴に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 学童期（小学校低学年）には、幼児期の特徴を残しながらも、言語能力や認識力も高まり、自然等への関心が増える時期である。
2. 学童期（小学校高学年）には、対象との間に距離をおいた分析ができるようになり、知的な活動においてもより分化した追究が可能となる。
3. 学童期（小学校高学年）の時期は、ギャングエイジとも言われ、閉鎖的な子どもの仲間集団が発生し、付和雷同的な行動が見られる場合もある。
4. 青年前期（中学校）は、親に対する反抗期を迎える。親の保護のもとから、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期である。
5. 青年前期（中学校）は、仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られる。性意識が高まり、異性への興味関心も高まる時期でもある。

〔No. 20〕 学校内におけるカウンセリングに関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 単にカウンセリングに多くの時間を費やせばよいというものではなく、児童の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を促す働きかけとしての両輪として捉えることが大切である。
2. カウンセリングの機能とは、主に集団の場面で行われる案内や説明等を基に、児童一人一人の可能性を最大限に発揮できるような働きかけ、すなわち、その目的を達成するための指導・援助を意味するものである。
3. 学校におけるカウンセリングは、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら行われる。
4. 特別活動におけるカウンセリングとは専門家に委ねることや面接や面談のことではなく、教師が日頃行う意識的な対話や言葉掛けのことである。
5. カウンセリングは、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うものである。

〔No. 21〕 品川区教育委員会の教育目標に関する記述として誤っているものはどれか。

1. 日本国憲法および教育基本法 of 精神とともに、人権尊重都市品川宣言（平成5年4月28日制定）の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。
2. 子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせる。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
3. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして、引き続き子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。
4. 子どもたちは、家庭の中で成長することを踏まえ、家庭・学校が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなどして家庭教育への支援を実施する。
5. 子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解・継承・発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

〔No. 22〕 品川区は、「世界人権宣言」45周年にあたる平成5年に、この精神をひきつぎ、人権を大切にする区政を推進し「ヒューマン品川」を実現することを誓い、「人権尊重都市品川」を宣言した。本宣言に関する記述として誤っているものはどれか。

1. 人間は生まれながらにして自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない
2. 幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした
3. 今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
女性、先住民族、外国人への差別により
どれほど多くの人間が苦しんでいることか
4. 人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する
5. 平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
「人権尊重都市品川」を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

〔No. 23〕 新たな「品川教育」を創生する「品川教育ルネサンス -For The Next Generation-」の3つの柱の組合せとして正しいものはどれか。

1. 「12年間の一貫したカリキュラム」、「保護者とともにある学校づくり」、「3校種体制における学校教育の推進」
2. 「12年間の一貫したカリキュラム」、「保護者とともにある学校づくり」、「4校種体制における学校教育の推進」
3. 「9年間の一貫したカリキュラム」、「保護者とともにある学校づくり」、「3校種体制における学校教育の推進」
4. 「9年間の一貫したカリキュラム」、「地域とともにある学校づくり」、「3校種体制における学校教育の推進」
5. 「9年間の一貫したカリキュラム」、「地域とともにある学校づくり」、「4校種体制における学校教育の推進」

[No. 24] 品川区では、一貫した教育課程を編成するための基準として「品川区立学校教育要領」を定めており、重点として「『知・徳・体』をバランスよく兼ね備えること」「困難に負けず生き抜く力をもつこと」「(A) こと」「伝統と文化を尊重するとともに国際的な視野をもつこと」が示されている。(A) に入る言葉として正しいものはどれか。

1. 地域に愛着をもち、地域の一員として社会に貢献する
2. 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって行動する
3. 生命を尊重するとともに自然を大切にする
4. 学んだことを人生や社会に生かそうとする
5. よりよく課題を解決し、自己の生き方を考える

[No. 25] 市民科に関する記述として誤っているものはどれか。

1. 市民科は、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間を統合・再構築した品川区の独自の教科である。
2. 市民科における市民とは、自己実現に向けた自分づくりを目指し、人としての在り方・生き方を追求していく市民のことであり、同時に、社会の形成者・創造者としての認識をもち、社会的存在としての自分づくりを目指す人・市民のことである。
3. 市民科では、市民としての自分づくりに求められる7つの資質と14の能力を育むことが重要である。
4. 市民科は、市民科学習、一貫プラン、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事から構成している。ただし、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事は、市民科の授業時数には含めない。
5. 各学校においては、市民科全体計画に基づき、各教科との関連に考慮しながら、市民科学習及び一貫プランの年間計画を作成するものとしている。

〔No. 26〕 品川区の英語教育に関する記述として誤っているものはどれか。

1. 第1・2学年では、学級担任がALT（外国語指導助手）と協力して授業を実施している。児童はALTの話すネイティブの英語を聞くことで、英語の音声に慣れ親しんでいく。
2. 第3～6学年では、学級担任とALT（外国語指導助手）がチームティーチングで授業を行っている。児童は文部科学省作成教材や教科書を使用して学ぶとともに、系統的なリタラシー学習や物語を題材にした学習に取り組んでいる。
3. 第4学年では、第4学年までの「英語に親しむ」学習のまとめと第5学年以降の「英語を使う」学習への意識付けを目指して、ジュニア・イングリッシュキャンプを行っている。
4. 第7～9学年では、すべての学校で、教科担任がオールイングリッシュを基本とする少人数指導を実施している。また、年間10時間、ALT（外国語指導助手）による授業を行うことで、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを図る。
5. 英語学習の成果を総合的に判断するため、第9学年で4技能（聞く・読む・話す・書く）の測定を実施する。なお、「話す」については、採点の誤差が出ないように、タブレット端末を使って行う。

〔No. 27〕 品川コミュニティ・スクールに関する記述として誤っているものはどれか。

1. 品川コミュニティ・スクールとは、地域の方々に学校運営に参画していただく「校区教育協働委員会」と実際に教育活動を支援する「学校支援地域本部」の二つを設置している区立学校を指している。学校と地域が連携・協働して子どもたちを育てていく仕組みづくりを全校で実施している。
2. 目的は、保護者、地域住民、学識経験者等が学校運営に参画することで、学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むことである。また、地域全体で学校教育を支援することで、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域の人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図ることである。
3. 校区教育協働委員会には、「学校運営の基本方針を承認する」「教育活動の評価をする」「区費教職員等の活用に関する意見を述べることができる」の3つの役割がある。
4. 校区教育協働委員会では、関係者がみな当事者意識をもち、子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議」を重ねることが大切である。
5. 学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく力が必要である。

[No. 28] 品川区のいじめ防止・不登校対策に関する記述として誤っているものはどれか。

1. 品川区では、「いじめ根絶宣言」の実現に向け、平成28年3月に「品川区いじめ防止対策推進条例」を制定した。本条例に基づき、「品川区いじめ根絶協議会」および「品川区いじめ対策委員会」を毎年、定期的に開催している。
2. いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けて希望する4・5・7年生を対象に学級診断アセスメントを行っている。
3. 教育総合支援センターでは、不登校に関する相談窓口として、教育相談室、学校支援チーム、巡回相談員、適応指導教室等幅広く相談に応じている。
4. 教育心理相談員、社会福祉士、警察OB等で構成される学校支援チームHEARTSによる支援を行うことで、いじめをはじめとする、不登校等、学校だけでは解決が困難なケースに対して、早期解決を図っている。
5. 様々な理由により不登校の状況にある子どもたちに対して、学校への復帰を含め社会的に自立できるように支援を行う適応指導教室として、マイスクール八潮、マイスクール五反田、マイスクール浜川の3校を開設している。

[No. 29] 品川区の特別支援教育に関する記述として誤っているものはどれか。

1. 支援を必要とする児童・生徒が特別支援教室の拠点校に通うことで、誰一人取り残すことなく個に応じた指導を受けられるようにしている。
2. 知的障害、自閉症・情緒障害、病弱の各種別に対応したそれぞれの特別支援学級では、少人数によるきめ細かな指導を実施する。
3. 特別支援教育は、通常の学級に在籍している発達の偏りにより学習上の困難さのある児童・生徒を含めて、全ての学校・学級において実施される。
4. 特別支援教室での指導期間は、原則1年となっている。コミュニケーション、読み書き、運動などのスキルを身に付けられるよう、指導を行う。
5. 巡回相談員が区立学校を訪問し、特別な教育的ニーズのある児童・生徒の実態について観察し、学校やスクールカウンセラーと情報を共有するとともに、教員へ必要な支援・助言を提供している。

〔No. 30〕 品川区の教育実践に関する記述として誤っているものはどれか。

1. 体育・保健体育科の授業の中で、一人一人が運動への意欲や技能を高めることができるよう、学級数や学年に応じて、全校にテクニカルアドバイザーを派遣している。
2. 授業で身に付けた英語を活用する学習として、8・9年生では、インターネットを使って、海外の講師からマンツーマンの指導を受ける「品川オンラインレッスン」を実施している。
3. 7年生以上の希望者を対象に、放課後、ネイティブスピーカーによるコミュニケーション重視の授業である少人数の英会話レッスンを行っている。
4. 東京2020大会に向けて実践してきたオリンピック・パラリンピック教育を、各学校の特色を生かし、大会以降も持続可能な教育活動となるよう、「しながわ学校2020レガシー」の取組を実施している。
5. 品川区立学校へ通う希望する児童・生徒に1人1台端末を貸与し、ICTを活用した学習を実施している。LTEモデルを採用し、家庭や屋外にWi-Fi環境が無くてもインターネットを使用することができる。